

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

桶川市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

埼玉県桶川市長

## 公表日

令和6年7月10日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>感染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するため、公衆衛生の見地から、市内に居住する者に対し、期日又は期間を指定しての予防接種法及び新型インフルエンザ等特別措置法に基づき、政令に定めるものについて、実施その他必要な措置を講ずることにより、市民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。</p> <p>特定個人情報ファイルは、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定に従い、次の事務に利用する。 【法的根拠】 番号法第9条第1項</p> <p>①各種予防接種の案内 ②予防接種履歴の管理 ③実費徴収に関する事務 ④未接種者に対する勧奨 ⑤ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ⑥予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ⑦予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>
③システムの名称	健康情報システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表の14、126の項及び番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2 番号法第19条第17号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 及び 番号法第19条第7号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第9号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表</p> <p>1. 情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の25、26、153の項並びに第27条、第28条及び第155条</p> <p>2. 情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の25、27、28、29、153の項並びに第27条、第29、第30条、第31条及び第155条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康推進部 健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課総務・情報公開係 埼玉県桶川市泉一丁目3番28号 電話 048-786-3211
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康推進部健康増進課 埼玉県桶川市鴨川一丁目4番1号 電話 048-786-1855

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月27日	I-5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役	健康増進課長 田辺 奈緒子	健康増進課長	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	I-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請	総務部総務課情報公開・文書グループ	総務部総務課総務・情報公開係	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	I-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請	埼玉県桶川市大字上日出谷936番地の1	埼玉県桶川市泉一丁目3番28号	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	I-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	埼玉県桶川市泉1丁目3番28号	埼玉県桶川市鴨川一丁目4番1号	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	I-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	電話 048-786-3211	電話 048-786-1855	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	II-1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年5月1日 時点	平成30年12月1日 時点	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	II-2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年5月1日 時点	平成30年12月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和1年6月26日	表紙. 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	予防接種に関する事務では、事務の一部を外部に委託しているため、秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。	削除	事後	委託内容に特定個人情報が含まれていなかったため
令和1年6月26日	II-1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年12月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和1年6月26日	II-2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年12月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和1年6月26日	IV リスク対策	なし	項目を追加	事後	評価書の様式変更
令和2年5月27日	II-1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和2年5月27日	II-2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和3年3月12日	II-1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年3月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和3年3月12日	II-2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年3月1日 時点	事後	見直しを実施したため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月12日	I-1 ② 事務の概要	予防接種法に基づく予防接種の実施に関する事務など。	<p>感染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するため、公衆衛生の見地から、市内に居住する者に対し、期日又は期間を指定しての予防接種法及び新型インフルエンザ等特別措置法に基づき、政令に定めるものについて、実施その他必要な措置を講ずることにより、市民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。</p> <p>特定個人ファイルは、予防接種法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定に従い、次の事務に利用する。 【法的根拠】 番号法第9条第1項</p> <p>①各種予防接種の案内 ②予防接種履歴の管理 ③実費徴収に関する事務 ④未接種者に対する勧奨</p>	事前	
令和3年3月12日	I-3 法令上の根拠	番号法別表第1の10の項及び予防接種法等	番号法第9条第1項、別表第一の10.93の2の項及び番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2	事前	
令和3年3月12日	I-4 法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号及び別表第二の17</p> <p>(別表第2における情報提供の根拠) なし (予防接種法に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。)</p> <p>(別表第2における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市長村長」の項のうち、第2欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(18の項)第1欄(情報照会者)が「市長村長」の項のうち、第2欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第15条第1項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(19の項)</p>	<p>番号法第19条第7号及び別表第二、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p> <p>1. 情報提供の根拠 別表第二16の2、115項の2及び番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第59条の2</p> <p>2. 情報照会の根拠 別表第二の16の2、17、18、19、及び番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12の3、第13条、第13条の2、第59条の2</p>	事前	
令和3年6月30日	II-1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年3月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月30日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年3月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和3年6月30日	I-4 法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号及び別表第二、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p> <p>1. 情報提供の根拠 別表第二16の2、115項の2 及び 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第59条の2</p> <p>2. 情報照会の根拠 別表第二の16の2、17、18、19、及び番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12の3、第13条、第13条の2、第59条の2</p>	<p>番号法第19条第7号及び別表第二、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p> <p>1. 情報提供の根拠 別表第二16の2、115項の2 及び 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第59条の2</p> <p>2. 情報照会の根拠 別表第二の16の2、17、18、19、115項の2 及び番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12の3、第13条、第13条の2、第59条の2</p>	事後	法令上の根拠の記載不足のため
令和3年12月1日	I-1 ②事務の概要	<p>感染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するため、公衆衛生の見地から、市内に居住する者に対し、期日又は期間を指定しての予防接種法及び新型インフルエンザ等特別措置法に基づき、政令に定めるものについて、実施その他必要な措置を講ずることにより、市民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。</p> <p>特定個人情報ファイルは、予防接種法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定に従い、次の事務に利用する。 【法的根拠】 番号法第9条第1項</p> <p>①各種予防接種の案内 ②予防接種履歴の管理 ③実費徴収に関する事務 ④未接種者に対する勧奨</p>	<p>感染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するため、公衆衛生の見地から、市内に居住する者に対し、期日又は期間を指定しての予防接種法及び新型インフルエンザ等特別措置法に基づき、政令に定めるものについて、実施その他必要な措置を講ずることにより、市民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。</p> <p>特定個人情報ファイルは、予防接種法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定に従い、次の事務に利用する。 【法的根拠】 番号法第9条第1項</p> <p>①各種予防接種の案内 ②予防接種履歴の管理 ③実費徴収に関する事務 ④未接種者に対する勧奨 ⑤ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ⑥予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ⑦予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>	事後	法改正に伴う追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月1日	I-1 ③システムの名称	健康情報システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	健康情報システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	法改正に伴う追記
令和3年12月1日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の10.93の2の項及び番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の02	番号法第9条第1項、別表第一の10、93の2の項及び番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)及び番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	法改正に伴う追記
令和3年12月1日	I-4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二、番号表別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 1. 情報提供の根拠 別表第二16の2、115項の2及び番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第59条の2 2. 情報照会の根拠 別表第二の16の2、17、18、19、115項の2、及び番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12の3、第13条、第13条の2、第59条の2	番号法第19条第8号及び別表第二、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 1. 情報提供の根拠 別表第二の16の2、16の3、115の2の項及び番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 2. 情報照会の根拠 別表第二の16の2、17、18、19、115の2の項、及び番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12の3、第13条、第13条の2、第59条の2	事後	法改正に伴う修正
令和3年12月1日	I-5 ①部署	健康福祉部 健康増進課	健康福祉部 健康増進課、新型コロナワクチン接種推進課	事後	
令和3年12月1日	I-5 ②所属長の役職名	健康増進課長	健康増進課長、新型コロナワクチン接種推進課長	事後	
令和3年12月1日	I-8 連絡先	健康福祉部健康増進課 埼玉県桶川市鴨川一丁目4番1号 電話 048-786-1855	健康福祉部健康増進課、新型コロナワクチン接種推進課 埼玉県桶川市鴨川一丁目4番1号 電話 048-786-1855	事後	
令和3年12月1日	II-1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和3年12月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和3年12月1日	II-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和3年12月1日 時点	事後	見直しを実施したため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月1日	IV-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[○]委託しない	[十分である]	事後	見直しを実施したため
令和3年12月1日	IV-5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[○]提供・移転しない	[十分である]	事後	見直しを実施したため
令和3年12月1日	IV-6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[○]接続しない(入手)	[十分である]	事後	見直しを実施したため
令和3年12月1日	IV-6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[○]接続しない(提供)	[十分である]	事後	見直しを実施したため
令和4年6月17日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の10、93の2の項及び番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)及び番号法第19条第6号(委託先への提供)	番号法第9条第1項、別表第一の10、93の2の項及び番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2 番号法第19条第17号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)及び番号法第19条第7号(委託先への提供)	事後	見直しを実施したため
令和4年6月17日	I-5 ①部署	健康福祉部 健康増進課、新型コロナワクチン接種推進課	健康推進部 健康増進課	事前	見直しを実施したため
令和4年6月17日	I-5 ②所属長の役職名	健康増進課長、新型コロナワクチン接種推進課長	健康増進課長	事後	見直しを実施したため
令和4年6月17日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	健康福祉部健康増進課、新型コロナワクチン接種推進課 埼玉県桶川市鴨川一丁目4番1号 電話 048-786-1855	健康推進部健康増進課 埼玉県桶川市鴨川一丁目4番1号 電話 048-786-1855	事後	見直しを実施したため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月17日	Ⅱ-1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和4年6月17日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和5年6月16日	Ⅱ-1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和5年6月16日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和6年7月10日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	確認し	認識し	事後	見直しを実施したため
令和6年7月10日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の10、93の2の項 及び 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2 番号法第19条第17号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 及び 番号法第19条第7号(委託先への提供)	番号法第9条第1項、別表の14、126の項及び番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2 番号法第19条第17号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 及び 番号法第19条第7号(委託先への提供)	事後	法改正に伴う修正
令和6年7月10日	I-4 ②法令上の根拠	番号法第19条第9号及び別表第二、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令  1. 情報提供の根拠 別表第二の16の2、16の3、115の2の項 及び 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の2の2、第59条の2  2. 情報照会の根拠 別表第二の16の2、17、18、19、115の2の項、及び番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	番号法第19条第9号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表  1. 情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の25、26、153の項並びに第27条、第28条及び第155条  2. 情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の25、27、28、29、153の項並びに第27条、第29、第30条、第31条及び第155条	事後	法改正に伴う修正
令和6年7月10日	Ⅱ-1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和6年7月10日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため